

企 画 提 案 仕 様 書

1 業務名 令和6年度外来種対策事業（ヤエヤママドボタル対策）

2 業務目的

県内においては、既に様々な外来種が侵入し、一部定着が確認されている。それらの状況を踏まえ、令和元年度までに、「沖縄県外来種対策指針」（以下「指針」という。）、「沖縄県対策外来種リスト」（以下「リスト」という。）、「沖縄県外来種対策行動計画」（以下「行動計画」という。）及び沖縄県希少野生動植物保護条例（以下「条例」という。）を策定し、本県の外来種対策を推進している。

本業務は、本県の生物多様性を保全するため、指針、リスト、行動計画、条例等に基づき、沖縄島において外来種であるヤエヤママドボタルの防除を実施するものである。

3 業務期間

契約を締結した日から令和7年3月21日（金）までとする。

4 業務実施地域

ヤエヤママドボタル防除計画に基づき、沖縄島において実施する。詳細については、本仕様書及び担当職員の指示に従うものとする。

5 業務内容

(1) 業務実施計画書等の作成

業務目的を達成するため、沖縄県環境部自然保護課担当職員（以下「担当職員」という。）と協議の上、業務実施計画書及び安全管理計画書を作成する。

(2) ヤエヤママドボタルの防除等

ア ヤエヤママドボタルが定着する希少な陸産貝類の重要な生息地における防除

① 希少な陸産貝類の重要な生息地（以下「重点地域」という。）において、発光する幼虫の目視採取、成虫はメス成虫を入れた誘引トラップ、その他の方法により、ヤエヤママドボタルの防除及びモニタリングを行うこと。幼虫時期は乾燥時に発光活動を行わないことから、幼虫の目視採取は降雨時や降雨後の幼虫が発光活動する適切なタイミングで行うこと。

② 重点地域でヤエヤママドボタルを排除した場合は、周辺地域からの再侵入を監視するため、モニタリングを行うこと。再侵入が確認された場合は、目視採取やトラップ等により防除を行うこと。

イ 未定着地域における希少な陸産貝類の重要な生息地の監視及び早期除去

ヤエヤママドボタルの未定着地域で希少な陸産貝類が生息する生息地（警戒地域）において、ヤエヤママドボタルの侵入状況調査等を実施すること。本種の侵入を確認した場合は、侵入状況や侵入経路、希少な陸産貝類の生息状況を確認するとともに、必要に応じて防除を実施すること。侵入状況の確認は9月迄の幼虫時期が適しており、降雨時や降雨後の幼虫が発光活動する適切なタイミングで行うこと。

(3) 効果的な防除手法の開発について

ア ヤエヤママドボタルの防除には、フェロモン剤を用いた方法が有効であると考えられていることから、フェロモンの開発を行う研究機関等と共同で、フェロモン剤の研究開発を行うこと。

イ ヤエヤママドボタルの化学的防除の検討を行うこと。検討の際は、必要に応じて専門家等へヒアリングを行うこと。また、検討の結果、防除手法や使用薬剤等に関して、関係法令上問題ないことを確認できた場合は、土地管理者や地域住民等の理解を得た上で、化学的防除を実施すること。

ウ その他、有効な防除手法について情報収集するとともに、担当職員と協議の上で、検討・実施すること

- (4) 防除結果等の報告・協議
防除等実施後は、適宜結果を報告するものとする。また、防除等業務に改善する必要が生じた場合も協議するものとし、管理技術者は原則全ての協議に参加するものとする。
- (5) ヤエヤママドボタルの拡散に係る調査
ヤエヤママドボタルは、植栽や土砂等に紛れて拡散していると考えられているが、詳細については不明であるため、沖縄島内で拡散している要因や経路について調査を行うこと。
- (6) 作業部会、検討委員会における報告
ア 作業部会
令和6年度外来種対策事業（昆虫類・クモ類対策）で実施する作業部会で、年2回、防除等の内容、進捗、結果等を報告、協議すること。
また、令和6年度外来種対策事業で開催する外来種対策事業検討委員会において、年2回、本事業の実施状況を報告すること。
- (7) 県民・事業者への周知等
ア ヤエヤママドボタルの定着地域である沖縄島中南部の県民・事業者に対して、本種が条例に基づく指定外来種であることや条例の規制内容等について周知すること。特に、植木や農作物、資材等の移動を行う事業者に対して、チラシ等を作成・配布し、ヤエヤママドボタルの幼虫が紛れて拡散するリスクや幼虫の確認方法等について周知すること。
イ 本事業の成果については、可能な限り学会等で成果を公表すること。
ウ 環境フェア等の環境に関するイベントにおける出展やパネル展示等において、県民向けの普及啓発を積極的に行うこと。
エ 上記環境フェアやイベント等に使用、展示が可能な資料を作成すること。また、具体的な内容については、担当職員と協議の上で行うこと。
- (8) その他
ア 作業及び管理体制
作業従事者の管理・指導、関係機関や地元住民との調整、データ管理等のために監督員を1名置くこと。
監督員は、ヤエヤママドボタルの調査作業等を効率的に進めるために、作業員への指導、技術力の向上、効率的な防除やモニタリング方法の開発や導入試験、現場ミーティングの資料作成なども同時に行うこととする。
なお、台風の接近等野外での作業実施が極めて危険（警報発令等）と考えられる場合は、作業を中止するものとする。
イ 調査・防除手法の改良等
新たに得られた知見や技術等があった場合は、調査・防除手法の改良を行うものとするが、実施にあたっては担当職員と十分協議するものとする。
ウ 防除した個体の記録及び処分方法
防除した個体は、必要に応じて場所、数量等を写真等を用いて記録するとともに、適正に処理する。
エ 土地の管理者、住民等への周知
土地の管理者、住民等に対して業務実施前に業務内容等について周知を行う等十分配慮するとともに、作業実施期間中は、常時身分証を携帯すること。
オ 作業従事者
作業従事者については、これまで野生動物の捕獲・調査事業に従事した経験のある者を半数以上雇用するとともに、必要に応じて在来希少野生動物の混獲防止及び安全対策のための知識と技術の習得のための講習を行うものとする。

6 業務実施結果の取りまとめ

上記5の業務実施結果について取りまとめること。

7 再委託について

(1) 一括再委託の禁止等

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることができない。また、以下の業務（以下「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委託し、又は請負わせることができない。

ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

(2) 再委託の相手方の制限

ア 上記(1)で定める「契約の主たる部分」とは以下のとおりとする。

(ア) 契約金額の50%を超える業務

(イ) 企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根幹的な業務

(3) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、10日前までに再委託承認申請書を甲に提出するとともに、事前に書面による県の承認を受けなければならない。

ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りでない。

ア その他、簡易な業務

(ア) 資料の収集・整理

(イ) 複写・印刷・製本

(ウ) 原稿・データの入力及び集計

8 留意事項（業務実施に必要な事項）

(1) 土地への立ち入り等、防除等実施に関して必要な調整・手続を行うこと。

(2) 管理技術者は、昆虫類に関する生態学分野等において大学を修了した者、もしくは、外来昆虫類の防除事業に技術者として従事した実績（3年以上）を有する者とし、沖縄に常駐できる者を1名以上配置すること。

(3) 防除指導や安全管理、ミーティング資料の作成等の能力があり、業務全体の指導・管理ができる監督員を1名以上置くこと。

(4) 安全管理については十分に留意し、年1回以上の安全講習会を実施すること。

(5) 事業実施にあたって、備品（3万円以上の物品）及び1万円以上の図書を購入する場合は、事前に担当職員と協議すること。また、納品日から10日以内に、県に購入報告を行うものとする。

(6) 事業完了時において実際に要しなかった経費がある場合は、相当の委託料を減額する。

(7) 本仕様書に明記されていない事項で、当然具備されなければならない事項は、これを省略してはならない。また、業務実施にあたり、疑義が生じた場合は、協議のうえ決定する。

(8) 本仕様書に記載の業務内容は、企画提案のために設定したものであり、実際の委託契約の仕様書とは異なる場合も想定される。また、実施段階においても諸事情により変更することがある。

(9) 企画提案書は、審査会で採択された場合においても、提案のあった内容を全て実施することを保証するものではない。

9 成果物

成果物は、以下のとおりとする。なお、成果物は全て県の所有とし、内容及び作成上知り得た事項について、県の承諾なく他に公表したり、貸与したりしてはならない。

(1) 保存用報告書（A4版、カラー印刷） 2部

(2) 公開用報告書（A4版、カラー印刷） 10部

(3) 原稿一式（電子媒体）

格納媒体は、CD-RやDVD等とし、以下の扱いによるものとする。

なお、成果物等には業務年度及び事業名称を格納ケース及び格納媒体に必ずラベルにより付記すること。

ア OSはMicrosoft社Windows10形式で表示可能とすること。

イ 格納する成果物は、以下のソフトで作成すること。

(ア) 文字は、ワープロソフト（Microsoft社Word2008以上）で作成すること。

(イ) 計算表は、表計算ソフト（Microsoft社Excel2008以上）で作成すること。

(ウ) 画像については、BMP形式又はJPEG形式とすること。

(エ) 位置座標データは、シェープファイル形式またはエクセルデータ形式とすること。

ウ 上記イの原稿一式に加え、以下も成果物として加えること。

(ア) PDFファイル形式としたもの。

(イ) 写真やイラスト等の画像部分を、GIFやJPEG等のファイル形式としてまとめたもの。

(ウ) 業務実施に伴って得た写真、動画、位置情報をファイル形式としてまとめたもの。

エ 成果報告書を取りまとめる際には、事前に内容について担当職員と協議すること。また、保存用報告書及び公開用報告書については、必要に応じて捕獲個体の写真及び捕獲場所の位置情報（Excelデータでの一覧表等）を掲載すること。

10 著作権等の扱い

- (1) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、沖縄県が保有するものとする。
- (2) 成果物に含まれる請負者又は第三者が権利を有する著作物等（以下、「既存著作物」という。）の著作権等は、個々の著作者等に帰属するものとする。
- (3) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、請負者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

11 その他

- (1) 経費の積算において、一般管理費は、
（（直接人件費＋直接経費－再委託費）×10／100）以内とすること。
- (2) 上記(1)における再委託費等は、当該事業に直接必要な経費のうち、請負者（共同事業体構成員を含む）が実施できない又は実施することが適当でない業務の遂行を他の事業者へ委任又は準委任して行わせるために必要な経費を対象としており、再委託費のうち、仕事の完成を目的とした外注（請負契約）に必要な経費は一般管理費の算定にあたって控除しないものとする。
- (3) 請負者独自の規定又は業種特有の理由等により上記(1)で定める一般管理費での受注が困難である場合には、協議書等を県へ提出し、確認書の交付を受けた上で、確認を受けた一般管理費率による積算を行うことができる。